

福井市就学援助の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難な児童又は生徒（学校教育法第18条に規定する学齢児童若しくは学齢生徒をいう。以下同じ。）又は就学予定者（学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条第1項に規定する就学予定者のうち、翌学年の初めから小学校に就学させるべきものをいう。以下同じ。）についての援助に関し、必要な事項を定めるものとする。

(就学援助の対象者)

第2条 就学援助の対象とすることができる者は、福井市に住民登録をしており、福井市の小学校又は中学校に在学している児童又は生徒若しくは就学予定者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護児童生徒」という。）
- (2) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で、福井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する者（以下「準要保護児童生徒」という。）
- 2 福井市の小学校又は中学校に在学しているが、福井市に住民登録をしていない者（以下「市外居住区域外就学者」という。）で、前項の各号のいずれかに該当する場合においては、就学援助の対象とすることができる。
- 3 福井市の小学校又は中学校に在学していないが、福井市に住民登録をしている者（以下「市内居住区域外就学者」という。）で、第1項の各号のいずれかに該当する場合においては、就学援助の対象とすることができる。

(認定の基準)

第3条 前条第1項第2号に規定する教育委員会が認定するものとは、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童又は生徒が生計を一にする世帯全員の年間所得の合計が、生活保護基準の1.3倍未満の者（なお、給与所得、公的年金等所得のいずれかがある者については、年間所得額から10万円を控除する。ただし、給与所得と公的年金等所得の合計額が10万円を下回る場合は、その金額を控除する。）
- (2) 特別の事由により、保護者の経済状態が急変し、援助が必要と認める者

(援助の種類)

第4条 就学援助は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 学用品費
- (2) 新入学児童生徒学用品費

- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 体育実技用具費
- (6) 通学費
- (7) P T A会費
- (8) 学校給食費
- (9) 医療費
- (10) 通院費

- 2 学校教育法施行令第8条又は第9条の規定に該当する者については、前項第6号に掲げる就学援助を受けることができない。
- 3 生活保護法第13条に規定する教育扶助を受けている者については、第1項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる就学援助を受けることができない。
- 4 市外居住区域外就学者については、第1項第1号から第7号までに掲げる就学援助を受けることができない。ただし、保護者からの申出により、福井市に住民登録をすることが困難であると教育委員会が認め、かつ、実態として市内に居住している場合はこの限りではない。
- 5 市内居住区域外就学者については、第1項第6号及び第1項第8号から第10号までに掲げる就学援助を受けることができない。
- 6 就学予定者は第1項第2号に掲げる事項に限り、就学援助を受けることができる。
- 7 特別支援学校への就学奨励に関する法律第2条第1項第3号に規定する交通費を受けている者については、第1項第6号に掲げる就学援助を受けることができない。ただし、弱視、難聴等の児童又は生徒であって、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条の特別の教育課程による教育を受けているものについては、第1項第6号に掲げる就学援助を受けることができる。

（援助の金額）

- 第5条 前条に掲げる就学援助費の額は、予算の範囲内で教育委員会が別に定めるものとする。

（申請の手続）

- 第6条 就学援助の支給を受けようとする児童又は生徒の保護者は、就学援助受給申請書にその他教育委員会が必要と認める書類を添え、在学している学校長を経由して、教育委員会に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第1号に該当する者については、公簿の確認により申請に代えることができる。
 - 2 小学校入学前に支給を受けようとする就学予定者の保護者は、就学援助「新入学学用品費」受給申請書にその他教育委員会が必要と認める書類を添え、教育委員会に提出しなければならない。

（支給者の決定）

- 第7条 教育委員会は、前条の規定により申請があったときは、当該申請書に係る書類を審査し、必要な調査を行い決定するものとする。

(支給の決定の通知)

第8条 教育委員会は、前条の規定により、支給の決定をしたときは、速やかにその旨を認定通知書により保護者及び学校長に通知するものとする。

(支給期間)

第9条 準要保護児童生徒に対する就学援助費の支給は、就学援助受給申請書を在学している学校長が受理した月の初日から当該日が所属する年度の3月末日までとする。ただし、これによりがたいときは、第2条のいずれかに該当するに至った事由発生日を開始日に定めることができる。

(就学援助費の返還)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、就学援助の認定を取り消し、就学援助費の返還を命ずることができる。

- (1) 不正な手段等により、就学援助費の支給を受けた者
- (2) 家庭状況の変化等により、第2条のいずれかに該当しなくなった者

第11条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。